

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和18年12月31日まで)

秋 本 運 第 2 4 号  
令 和 8 年 3 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

消防用緊急自動車等の運転資格審査に関する特例の一部改正について（例規）

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第15条の2の規定に基づく緊急自動車の運転資格審査（以下「審査」という。）のうち、地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車（以下「消防用緊急自動車等」という。）に係る審査については、「消防用緊急自動車等の運転資格の審査に関する特例について（例規）」（令和7年3月21日付け秋本運第58号。以下「旧例規」という。）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）の施行に伴う所要の改正を行い、令和8年4月1日から別添「消防用緊急自動車等の運転資格審査に関する特例」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は令和8年3月31日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター試験係 (☎735-332~335)

別添

## 消防用緊急自動車等の運転資格審査に関する特例

### 第1 教習実施者の指定

秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、消防機関の長（消防団にあっては市町村長）から、緊急自動車教習実施者指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に審査に係る教習計画書を添えて指定の申請があったときは、緊急自動車教習実施者指定書（様式第2号）により教習実施者として指定するものとする。

### 第2 教習計画

1 教習計画の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教習の科目、時間（合わせて5時間以上とする。）、場所及び方法
- (2) 教習担当職員の官職、氏名及び免許歴
- (3) 評定の場所（消防学校、消防本部等の屋外訓練場等で、第3の1の評定を行うことができる場所とする。）
- (4) 評定担当職員の官職、氏名及び免許歴
- (5) 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

2 教習実施者は、教習計画に変更が生じたときは、速やかに変更した教習計画を公安委員会に提出するものとする。

### 第3 教習実施者の評定と公安委員会への通知

1 教習実施者は、教習の終了後、教習を受けた者の運転技能について、「緊急自動車の運転資格審査実施要領の一部改正について（例規）」（令和8年3月13日付け秋本運第23号）の第4から第6までに定める審査の方法に準じ、評定を行うものとする。

2 教習実施者は、評定終了後、評定を受けた者全員の評価結果を証した緊急自動車教習実施結果通知書（様式第3号）を作成し、評価合格者に係る緊急自動車運転資格審査申請書（様式第4号）とともに、公安委員会に提出するものとする。

### 第4 公安委員会の審査

公安委員会は、緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い、合否を決定するものとする。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

(消防機関の長)

緊急自動車教習実施者指定申請書

緊急自動車の運転資格審査に関する教習を別添の  
教習計画書によって実施したいので、教習実施者と  
して指定されるよう申請します。

年 月 日

(消防機関の長) 殿

秋田県公安委員会 印

緊急自動車教習実施者指定書

年 月 日付け緊急自動車教習実施者  
指定申請書に基づき教習実施者として指定します。

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

緊急自動車教習実施指定者

(消防機関の長)

緊急自動車教習実施結果通知書

年 月 日実施した緊急自動車運転技能教習の評定の結果を  
次のとおり通知します。

記

氏名	生年月日	免許の種別	免許証等の番号	運転しようとする緊急自動車の種類	評定結果	備考

備考

- 1 運転しようとする緊急自動車の種類の欄にはMT車又はAT車の区分も記載すること。
- 2 備考欄には、評定の結果は何回目の評定によるものか等を記載するものとする。
- 3 免許証等の番号とは、免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号

緊急自動車運転資格審査申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 秋田県公安委員会 殿																	
氏名・生年月日					年 月 日												
住 所																	
運転しようとする 緊急自動車の種類					大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪												
					MT車					AT車							
現 に 受 け て い る 免 許	交付等公安委員会				公安委員会												
	交付等年月日				年 月 日			有効期限		年 月 日							
	免許証等番号				第					号							
	第一種	二・小・原						年		月		日					
	免 許	その他						年		月		日					
	第二種免許							年		月		日					
	免許の種類				大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特 ・ 原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																	
緊急自動車 の 使用 者					所 在 地												
					職 名												
					氏 名												

備考

- 1 運転しようとする緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。
- 3 免許証等番号とは、免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。